

立川市民科 教育課程特例校申請内容について（案）

次の内容について確認し、申請を行いたい。

1 学校及び申請内容

(1) 学校

市内小中学校 28 校

(2) 申請内容

小学校第 1 学年及び第 2 学年・・・生活科より 1 5 時間

小学校第 3 学年から第 6 学年・・・総合的な学習の時間より 3 0 時間

特別活動より 5 時間 合計 3 5 時間

中学校第 1 学年から第 3 学年・・・総合的な学習の時間より 3 0 時間

特別活動より 5 時間 合計 3 5 時間

2 特別の教育課程の概要

「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成するために、小学校第 1 学年及び第 2 学年については生活科を 1 5 時間削減、小学校第 3 学年から第 6 学年については総合的な学習の時間を 3 0 時間削減及び特別活動を 5 時間削減、中学校第 1 学年から第 3 学年については総合的な学習の時間を 3 0 時間削減及び特別活動を 5 時間削減し、「立川市民科」を小学校第 1 学年及び第 2 学年では 1 5 時間、小学校第 3 学年から第 6 学年では 3 5 時間、中学校第 1 学年から第 3 学年では 3 5 時間創設する。

「立川市民科」において、児童・生徒が、保護者や地域の皆様方のご協力の下、地域に根ざした探究的な学習を通して、地域を知り、関わる中で、地域を大切にする思いを育み、世界を見つめ、新たな未来を拓いていく力を身に付けさせるとともに、多様な方々と力を合わせて「よりよい社会」づくりに主体的に参画しようとする市民性を育成する中で、削減する生活科、総合的な学習の時間及び特別活動の指導内容を補う。

3 地域の特徴を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本市では、家庭・地域・大学・事業所等との連携による開かれた学校教育を目指しており、この一環として平成 2 7 年度から、地域とのかかわりを大切にする探究的な学習「立川市民科」の取り組みを進めてきた。また、平成 31 年度からは、市内全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域とともにある学校づくりを地域の方々とともに協働して進め、地域活性にも寄与しているところである。

このような本市の地域特性を生かした、地域に根ざした探究的な学習をより深め、地域の思いを未来につなげる本市の教育の柱として持続可能な学びとするためには、特別な教育課程を編成して教育を展開する必要がある。

4 指定の要件を満たしていることについて

(1) 法に規定する教育の目標との関係

学習指導要領等に照らして適切なものとなっている。

(2) 児童・生徒の教育上適切な配慮について

① 学習指導要領の取り扱いについて

特別な教育課程を編成しても、履修が必要な内容が適切に取り扱われている。

② 総授業時数の確保について

特別な教育課程を編成しても履修が必要な内容を指導するために必要な授業時数が確保されている。

③ 発達段階等への配慮

児童・生徒の発達段階に応じた学習となる配慮がなされている。

④ 保護者の経済的な負担

特別な教育課程の編成に伴う保護者の経済的な負担はない。

⑤ 転出入に対する配慮

転出入があつた場合でも、必要な配慮が可能である。

立川市民科について（案）

1 立川市民科教科化の背景

本市において平成 27 年度から取組を進めている「立川市民科」を教科化するにあたり、その背景を教育基本法、学習指導要領、本市の学校教育の原点及び地域的特性の面から以下に示す。

(1) 教育基本法上の位置付け

教育基本法第一条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と示されており、社会の形成者たる市民に必要な資質等の育成を小・中学校 9 年間を通して立川市民科として行うことは教育基本法に示されている目的に合致する。

(2) 学習指導要領上の位置付け

学習指導要領総則に「よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創る」という目標が明確に規定され、この目標を学校と社会が共有し、その実現を図るために連携及び協働していくことが示されている。ここで示されている地域と連携、協働して教育課程を組み立てることは、地域に根ざした学習を教科等横断的に展開する立川市民科の学習と一致するものである。

(3) 地域とともにある学校づくりとの関係

立川の教育の歴史は明治 5 年の学制発布前の明治 3 年の第一小学校のルーツである虞穎（ぐえい）学舎から始まった。この学舎は地域の皆様方の「新たな時代は教育が拓く」との思いで設立された東京で一番歴史のある学校である。その「地域とともにある学校づくり」の伝統を踏まえ、地域に根ざした学習を通して先人の思いを未来に引き継ぐために地域づくりに参画する資質等を育成することが大切である。

(4) 地域的特性との関係

本市は都市化が進み、それに伴い人口の流動性が高い都市構造となっている。このような中、これまで各方面でまちづくりにご尽力いただいている市民の皆様方のまちに対する思いを引き継ぎ、よりよい地域の実現に向け、児童・生徒に、多様な人々と関わり、参画、協働しようとする資質等を育むことは重要である。

これらの背景のもと、全小・中学校がコミュニティ・スクールとしての学校づくりを、地域とともに創意工夫し取り組んできたが、これまでの各校の実践をより深め、本市の教育の柱となる持続可能な学びとすることが立川市民科の教科化の目指すところである。

2 立川市民科の目的

地域に根ざした探究的な学習等を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、世界の人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成することを目的とする。

※市民性：「よりよい社会」の実現に向け、多様な人々と積極的に関わろうとする意欲や行動力のこと

※市民：自治体の地域社会を形成する構成員のこと

3 立川市民科で目指す児童・生徒像

- 地域を知り、地域を大切に思う思いを育み、世界を見つめ、未来を拓いていく児童・生徒
- 地域と関わり、主体的に考え、行動し、よりよい地域づくりに参画しようとする児童・生徒

立川市民科の目的を踏まえ、立川市民科で目指す児童・生徒像を上記のように定める。これは、児童・生徒には、保護者や地域の皆様方のご協力の下、地域に根ざした学習を通して、地域を知り、関わる中で、地域を大切に思う思いを育み、世界を見つめ、新たな未来を拓いてほしいという思いと、多様な方々と力を合わせて「よりよい社会」づくりに主体的に参画してほしいという二つの思いを込めたものである。

4 立川市民科を通して育みたい資質・能力

- ・コミュニケーション力・協働力
- ・課題解決力・社会参画力
- ・キャリアを見つめ、将来を考える力
- ・多様性を尊重し、まちを大切にしようとする思い
- ・情報活用力・メディアリテラシー

5 立川市民科の目標

立川市民科で目指す児童・生徒像を具現化するために育成すべき資質・能力の目標を次の通り定める。各学校においては、この目標を踏まえ、各学校の立川市民科の目標を定める。

(1) コミュニケーション力・協働力

- ① 人々と関わるために必要な言語活動を知り、それを活用した関わり方を身に付けるようにする。
- ② 相手の立場に立って、自分と関わる多様な方々と積極的にコミュニケーションをとることを通して、思考力・判断力・表現力等を養う。
- ③ 立川のよさを認識し、立川と世界との関わりを知り、さらに多くの人々と関わろうとする態度を養う。

(2) 課題解決力・社会参画力

- ① 地域と関わることやよりよい地域づくりについて考えるために必要な知識及び技能を身に付けるようにする。
- ② 地域と関わり、よりよい地域を目指した課題解決活動を通して、思考力・判断力・表現力等を養う。
- ③ 地域と関わる課題解決活動を通して、よりよい地域づくりの担い手として、自ら考えようとし、世界の人々との関わり方についても考えようとする態度を養う。

(3) キャリアを見つめ、考える力

- ① 自己の将来の生き方について考えるために必要な知識及び技能を身に付けるようにする。
- ② 自己の将来の生き方についての課題を見出し、働くことやよりよい地域づくりについて探究的に考えることを通して思考力・判断力・表現力を養う。
- ③ 様々な人々との関わりを通して、自己の生き方を見つめ、自己の将来について考えようとする

態度を養う。

(4) 多様性を尊重し、まちを大切にしようとする思い

- ① 立川の暮らしや伝統、文化、多様性について知り、自らの考えをまとめるために必要な知識及び技能を身に付けるようにする。
- ② 地域とのつながりについて知り、考える活動等を通して思考力・判断力・表現力を養う。
- ③ 様々な人々との関わりを通して、地域の良さを知り、よりよい地域づくりに向け、世界の人々とも積極的に関わろうとする態度を養う。

(5) 情報活用力・メディアリテラシー

- ① 情報技術やその使い方を知り、よりよい地域づくりに向け、相手や目的に応じて活用できる基本的な技能を身に付けるようにする。
- ② 情報を適切に分析し、自己の考えとしてまとめ、地域に発信する活動を通して、思考力・判断力・表現力等を養う。
- ③ 課題解決に向けて様々な情報を扱う学習を通してよりよい地域づくりに向け、情報を活用しようとする態度を養う。

6 授業時数

○各学年の年間の配置時数等の方向性

→カリキュラムマネジメントに基づいた、各教科との関連を明確にした授業時数の再構成を検討していくという意見が出された。一方で、中学校における教科担任制の中では、総合的な学習の時間を中心とすることは一定の理解ができるとの意見もあった。

→検討委員会での意見を踏まえつつ、

- ・市内全校で立川市民科の充実を図ること
- ・義務教育9年間の指導の一貫性を保つこと
- ・小学校と中学校の担任制の違いに対応すること
- ・評価の在り方として記述式を採用し、数値による評価を求めないこと

といったこれまでの検討の経緯から、カリキュラムマネジメントによる「立川市民科」と各教科の関連性を生かして指導の充実を図ることとする。授業時数としては、

- ・小学校では第1学年及び第2学年では生活科から15時間

第3学年以上では総合的な学習の時間から30時間、特別活動から5時間

計35時間

中学校では総合的な学習の時間から30時間、特別活動から5時間の計35時間を「立川市民科」として、それぞれ移すこととする。

7 共通理解の醸成

- ・保護者・地域等

→PTA、学校運営協議会の協力を得ながら進める。

- ・教員

→校長会はもとより、各校の研修や小・中学校の教育研究会とも連動して実施する。

- ・生涯学習推進センター・図書館

→生涯学習推進センターや図書館にも協力を依頼する。

◇ 今後の予定

- ・ 7 月 26 日 第 4 回検討委員会
- ・ 7 月 29 日 検討内容を定例教育委員会に報告
定例教育委員会で国への申請内容を決定
- ・ 8 月 国へ教科化の資料提出
- ・ 9 月 文教委員会、定例教育委員会に報告
- ・ 10 月頃 教科化に関する国との調整
- ・ 11 月 定例教育委員会で最終確認
- ・ 12 月頃 国からの正式通知、文教委員会、定例教育委員会に最終報告